

北教だより

いじめの認知件数の増加、調査等からみえる課題

令和5年度「いじめ認知件数等に関する調査(4月~11月)」(県北管内集計結果)から、各学校での「いじめの認知」への理解が進み、認知件数が増加(令和4年度同月比較)していることが分かりました。その一方で、「いじめの認知」に学校差もあったことから、依然として課題の一つとなっております。

年度	小学校	中学校	合計
R5	1,028	355	1,383
R4	629	217	846
比較	+399	+138	+537



また、令和5年度「信頼される学校づくりに向けた自己点検表」の調査結果では、「法律等を踏まえていじめを認知し、早期に発見・対応している」の項目で、令和4年度に比べ教職員、管理職ともに評価が低くなっていました。さらに、教職員と管理職の評価差が大きくなっていることが分かりました。

質問項目	年度	教職員	管理職	教職員と管理職の差
法律等を踏まえていじめを認知し、早期に発見・対応している	R5	3.16	3.78	0.62
	R4	3.60	3.85	0.25
	比較	▲0.44	▲0.07	0.37

いじめの対応にあたっては、組織でいじめを認知し、早期に対応することが大切です。各学校の評価を再度点検し、適切な対応ができる体制になっているかどうかご確認をお願いします。

【R5.2.15 北教だより第14号再掲】

いじめ防止対策推進法第2条1項 いじめの定義



児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

【いじめ定義の3要素】

- ①いじめの被害者も加害者も児童生徒
- ②一定の人的関係がある
- ③被害者が心身の苦痛を感じている

いじめられている児童生徒の主観を重視

- ・こんな事案でも? → いじめに軽重はありません
- ・1回だけだから... → 1回でもいじめです
- ・疑いだから... → 被害者が苦痛を感じていたらいじめです

【いじめの認知に関する文部科学省の考え方】

- ①いじめに該当する事象は、学校生活を送る上ではどうしても発生するもの
- ②いじめの認知件数が多い学校は、教職員の目が行き届いていることの証
- ③いじめの認知件数が少ない学校は、いじめを見逃している可能性がある

多くの先生方で子どもを観察し、調査などの手立てを講じていじめを正確に認知して、しっかりと対応していく

【学校におけるいじめ対応の国の主な基本方針】

- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法令に違反し得る(いじめ防止対策推進法第23条第1項)
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない
- 学校は、いじめ防止の取り組み内容をHP等で公開、児童生徒・保護者には入学時等に説明する

「いじめ対応の原則」の共通理解

管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠

- ①いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア → 何よりも**被害者保護を最優先**
- ②被害者のニーズの確認 → 本人や保護者との**合意形成**を図る
- ③いじめ加害者と被害者の関係修復
- ④いじめの解消 → 教職員の共通理解
 - ・2条件が少なくとも**3か月**続いている

いじめ解消の2条件

- ・いじめに係る行為が止んでいる
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない

